

練馬区議会議長賞

『私たちの未来と税金』

練馬区立石神井中学校 二学年 遠藤 小春

私が住んでいる東京都では今後三十年以内に高確率で巨大地震が発生するといわれている。そこで私は災害が発生することを前提として、少しでも被害を減らすことを目的とした減災に家族で取り組むことにした。避難場所と避難経路の確認や食料飲料の備蓄。非常用持ち出し袋の準備などを行った。一通りの作業が終わって少し安堵しているとちょっとした疑問が浮かんだ。「今準備したものでいいのだろうか。災害規模にもよるが到底これらだけでは何カ月も避難生活は耐えられない。災害発生後の国からの支援はどのように成り立っているのか。」と。私は調べてみることにした。

調べてみて驚いたことは災害発生後の復旧作業も含めた膨大な費用が税金から捻出されているということだ。例を挙げてみると、避難所での炊き出しや空調機、寝具などの費用や橋や道路などの復旧のための費用、仮設住居の設置費用、自衛隊の人件費、燃料費、ラ

イフラインの修理、交換のための費用などといったようなところだ。しかし二〇一年の東日本大震災の場合は被害が甚大であったこともあり、特別措置法に基づいて復興特別税という税が設けられ復興に使われることになった。復興特別税は所得税や住民税、法人税に上乗せするという形で国民から広く徴収されている。私はこれらの税金の使い道から復興に税金は欠かせない存在であり、税金のありがたみを強く感じた。それと同時に被災したことで失うものの大きさも感じた。先程の話にもあったように災害時の復興費用に税金は非常に役に立つ。けれど実は災害時の税金は国家予算の予備費から捻出される場合がほとんどなのである。つまり国民から徴収した税金は巨額であり、一個人あたりも多くの税金を支払って国家が成り立っていることがわかる。もし被災して同じ請求をされたら誰でも困るのも無理はない。そこで被災者の一時的な負担の軽減を目的として国は二つの提

案をした。ひとつは災害減除法による税金の軽減免除で、ふたつめは所得税法による雑損免除である。いずれかを設けることで少しでも被災者の負担の軽減をしているのだ。軽減された分、被災していない国民が変わらなく税金を納めることで、国家が成り立ち、復興も進み、日本全国にまた活気をもたらしてくれるのだ。

災害をテーマとした税金について調べてみて、災害後の復興と税金は密接に関わっていることがわかった。コンビニで買い物をするときに支払っている消費税も、もしかしらめぐりめぐって復興支援の費用として使われているかもしれないし、それによって被災した人にまた笑顔を咲かせているのかもしれない。税金は未来に生きる人への笑顔の種だと思った。